

米づくり あるべき姿に向けて

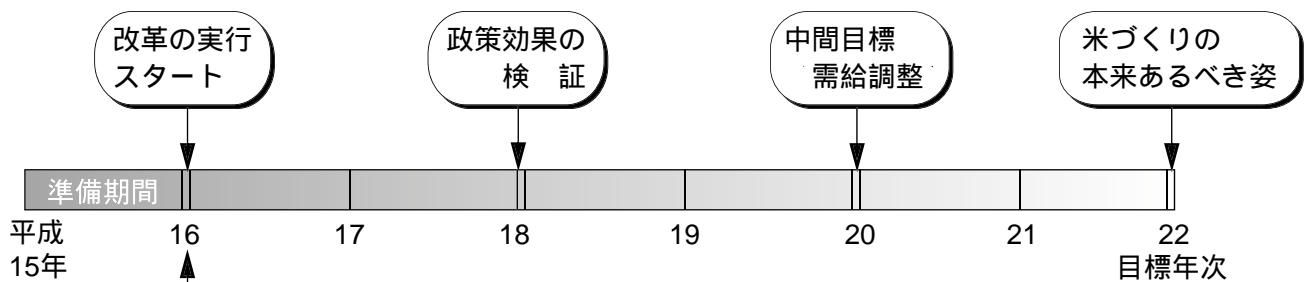
～需要に見合った、安全・おいしい米づくり～

□—— 米政策改革

平成16年度より取組本格化 ——□

今回の米政策改革は、平成22年度までに全国的に「米づくりのあるべき姿」を実現し、21世紀の食料供給体制を築き上げようとするものです。

「米づくりのあるべき姿」 実現までのスケジュール



国は、需給調整の前提となる需要見通しを策定するほか、需給調整に対する指導・助言を行います。

また、加工用米や米以外の作物による産地づくり推進などの助成、豊作による過剰米処理のための支援などを実施します。

「米づくりのあるべき姿」の実現

日本人の食生活が変化している中、現在の米づくりは消費者の需要に答えられていません。

安全性やおいしさなど、多様な需要に応じて、消費者が求める供給体制を構築します。

また、プロ経営者の成長・拡大を支援し、21世紀の食料安定供給体制を構築します。

農業者・農業者団体が主役の システムに移行

平成20年度から、需給見通しを前提に、毎年どの程度の生産を行うかについて、農業者が判断し、必要な場合には、農業者団体が農業者に目標数量を配分します。

平成18年度に検証し、可能ならばその時点から前倒しをします。

流通規制の緩和

現在の規制の多い多段階流通と価格形成のあり方が、多様化する消費者のニーズに答えられていません。消費者ニーズに応えた産地指定や直結取引などの促進と、公正・中立な市場づくりによる多様で安定的な供給体制の確保を目指します。

消費者の安全・安心と 表示の信頼性の確保

産地の偽りなど、消費者の食品表示に関する不信感が増大しています。

生産者名、生産地などを容易に確認できる手法や新たな精米規格を導入し、消費者の食品表示に対する信頼を回復します。

農業者の皆さんへ

平成16年度から 米の生産調整の方法が変わります！

概要

米を作らない面積の配分から、作る数量の配分への転換を図ります。
国及び農業者団体が生産目標を配分するのに、*第三者機関的な組織が助言します。
農業者に対しては、数量と面積の両方を配分して、面積で確認します。
* 第三者機関的な組織：南国市では、農家、農協、農業共済、市、農業委員会などで構成する地域水田農業推進協議会を設置して協議していきます。



米の生産調整って？

計画的に生産することで、米の過不足をふせぎ、安定した供給を行うことを目的としています。また、米を作らない水田においても、その他の農産物の生産を推奨し、農業全体の持続的発展を図ります。

生産目標数量の配分

平成15年度

国・県



生産調整目標面積
作付面積ガイドライン

市町村・農協

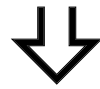


協議
生産調整目標面積
作付面積ガイドライン

農業者

平成16年～

国・県



生産目標数量

市町村・農協



生産目標数量
作付目標面積

農業者



助言

国・県段階の
第三者機関的な組織



情報提供



助言

市町村段階の
第三者機関的な組織

配分の客観性・透明性を
確保します！

前年の需要実績（売れた量）を基本とした客観的な需要予測を基礎に、透明な手続きによって、生産目標を設定します。

生産量を調整する方式へ

現行



生産調整すべき面積を生産者に配分

今後



需要に見合った生産量と
その生産に必要な面積を配分

* 生産調整目標達成者への新しい助成措置（とも補償等に代わるもの）は次回お知らせします。

お問い合わせは、農林課農政係（ 880 - 6559 ）まで